

令和5年度 事業報告書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

1. 事業実施の成果

2023年はコロナ禍の行動制限がなくなり経済活動が活発化する一方で、インターネットやSNSを活用したお試しをうたった定期購入申し込みへ誘導する広告や、特殊詐欺被害はさらに活発化しています。

消費者法分野では2022年6月から改正消費者契約法・改正特定商取引法が施行され、ステルスマーケティング規制が始まりました。信者の高額献金負担が問題となった旧統一教会へは、国が解散命令を請求しました。中古車販売業界や損害保険業界のコンプライアンス課題が明らかになり、年度末には機能性表示食品事故をめぐる制度見直しの議論が始まりました。

デジタル化の進行で、ネットで検索した住宅修理事業者の高額請求や、SNSからの副業・投資サイトの勧誘被害などが広がっています。交渉過程で相手を特定できないケースが増えて、悪質なビジネスモデルが、ネットの広告サイトをまねることで簡単に複製開業できる状態が蔓延しています。消費者がスクリーンショット等で広告表示や契約申込画面の証拠を残さないと、事業者を追求することもできません。

2023年度の差止請求活動は、13事業者に対し、連絡7件、質問・要望書3件、申入れ10件、事前請求書1件、消費者契約法12条4項説明要請書1件を発送しました。そのうち3事業者に対し、改善確認を行ったうえで申し入れを終了しました。検討委員会メンバー・オブザーバーで関わってくださっている弁護士・司法書士・消費生活相談員のご協力で成り立っています。

今年の主要活動は2事業者への訴訟です。(株)GRACEへの不当勧誘行為差止・予防措置請求訴訟は、GRACE側代理人の辞任などがあり4/18の判決で全面的に当方の主張が認められました。2022年10月に控訴したインシッパ広告表示差止訴訟は12/7広島高等裁判所岡山支部で請求棄却となり、12/19最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行っています。

消費者からの直接の情報提供は年間47件で昨年同数です。活動の迅速な広報が課題です。また、被害金額を取り戻す訴訟のできる特定適格消費者団体への申請に向けて、特定適格団体検討チームは財務班・体制班・実績班に分かれ、具体的な検討を始めました。

啓発活動は、7年目の岡山県委託事業「見守り力アップ講座」を行い、15会場530人が受講しました。

また、消費者庁の消費生活相談機能強化推進補助金事業で、ノートルダム清心女子大学と連携して広告表示パトロールを行いました。発見した問題広告に対

しては、靈感商法等悪質商法相談会で集まった情報とあわせ、事業者への申入れや改善要望書につなげました。

岡山県くらし安全安心課・県消費生活センターとの年2回の定期協議は定着しました。県内4消費生活センター訪問を年度内に実施し、次年度にかけて全部の消費生活センター訪問を行います。岡山県消費生活センター主催岡山弁護士会・岡山県司法書士会との消費者問題情報交換会に参加し、消費生活センターから情報提供も頂き行政との関係づくりや役割分担が徐々に進んでいます。

また、岡山市消費者教育推進地域協議会の委員に河田理事長が選任されました。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

不特定多数の消費者の利益擁護を図るための活動に係る業務

業務名	業務内容の詳細	実施日時	実施場所	従業者の人数	受益対象者の範囲 人数	支出額 (単位： 千円)
1. 各種消費者問題の調査・研究・救済・支援事業	①事務所での情報受付 来所4件、電話31件 メール12件 合計47件	4/1～3/31	事務所	3名	不特定多数	支出 155
	② 国民生活センターに、急増指標に基づく情報提供を受けた。	月1回	事務所	2名	不特定多数	
	③差止請求事案に関連し、国民生活センターから6件の消費生活相談情報の提供を受けた。		事務所	検討委員 11名	不特定多数	

	④ノートルダム清心女子大学地域連携・SDGs推進センターと連携し、靈感商法等悪質商法 被害防止・被害拡大防止のためのネット広告表示パトロール活動を行った。	6/9、7/14、10/16、11/10、12/8、1/23	オルガ会議室	事務局3 学生さん のべ22名	不特定多数	
	⑤「灵感商法等 悪質商法 ネット110番」相談会の実施 合計8件の相談を受付けた。	10/6、12/1	オルガ会議室	理事2名 検討委員2名 検討委員 オブザーバー3名	不特定多数	
	⑥「差止請求権行使の実態調査」(成城大学 町村泰貴教授)へ回答協力した。	2/15	事務所	事務局1名 理事 1名	不特定多数	
2. 各種消費者問題に関する制度改善等の提言事業	① 特商法改正の検討の場を速やかに設けることを求める意見書 特商法の抜本的改正を求める全国連絡会 消費者庁へ提出		事務所	16名	不特定多数	支出 0
	② 岡山市消費者教育推進地域協議会への出席		岡山市役所	1名		

3. 各種消費者問題に関する啓発事業	① 2023年度見守りカアアップ講座の開催 岡山県委託事業 15会場開催 参加者 530名	5/24, 5/31, 7/5 7/9, 7/18, 7/27 8/7, 9/9, 9/14 9/29, 11/5, 11/17 11/25, 12/12, 2/21	岡山県内各会場	講師 15名 事務局 3名	一般消費者 530名	支出 3251
	② 消費者月間講演会 「おしえて! 阿南さん! かしこい消費者になるために」 講師 阿南 久 氏 (一社)消費者市民社会をつくる会 代表理事 参加者 70名	6/3	オルガホール	理事 6名 事務局 3名	一般消費者 70名	
	③ ワークショップ 「消費者被害巧妙な手口を体験! 断り方を身に付けよう」 講師: 三島 晶子 氏 元岡山県消費生活センター相談員 主催: おかやまコープ岡山西エリア ふくし思いやり実行委員会	10/17	コープ大野辻	事務局 2名	一般消費者 10名	

	④11/6 靈感商法・悪質商法相談会 プレ学習会 講師：河田 英正 弁護士 参加者 11名	11/6	オルガ会議室	理事2名 事務局	理事・検 討委員 11名	
	⑤岡山市3学区における消費者安全確保地域協議会研修会 「高齢者等を見守る人が知っておくべき 靈感商法の手口を含めた悪質商法の事例や対処法」 講師：河田 英正 弁護士 参加者 各25名	12/18 1/23 2/14	福渡小学校 御津五城活性 化センター 御津南小学校	理事1名	消費生活 安全確保 地域協議 会 会 員 各回25名	
4. 各種消費 者問題に関す る広報・出 版・情報提供 事業	① ホームページの活用 Instagram 試行 被害情報、取り組み、申入れ等の情報提供	随時	事務所	事務局3名	不特定多 数	支出 73
	② 「ニュースレター」の発行、ホームページで公開 No.62～ No.65	年3回	事務所	事務局4名 各160部	不特定多 数	
	③ 日本消費経済新聞 2023年1月1日号 河田英正 理事長 年頭所感 寄稿	1/1	日本消費経済 新聞	1名	不特定多 数	
5. 他の消費 者団体・関係 諸機関とのネ ットワーク事	①岡山県くらし安全安心課消費生活班、岡山県消費生活 センターとの定期協議を年2回行った。相互理解を図 り、消費者利益向上に向けて連携を模索した。	10/11 2/14	きらめきプラ ザ会議室	事務局2名 理事 3名	不特定多 数	支出140

業	<p>②令和5年度適格消費者団体連絡協議会(ハイブリッド開催)に参加。消費者庁からの報告、全国の適格消費者団体の取り組みに学び、情報交換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年秋 企画委員会へ参加 第1回 第2回 第3回 第4回 ・連絡協議会 本会議 ・令和5年春 企画委員会へ参加 第1回 第3回 ・連絡協議会 本会議 3/11 企画で「インシッブ訴訟」の報告を行った。 	<p>6/14 7/3 7/13 8/17 9/2・3 10/18 1/25 3/11・12</p>	<p>企画委員会 (リモート会議) Webex サイト) 本会議 国民生活センター研修センター</p>	<p>事務局2名 理事 2名 検討委員 3名</p>	<p>適格消費者団体26 適格を目指す団体11</p>
	<p>③県内の消費生活センターを訪問し、相談受付状況の情報収集と消費者被害の情報提供の要請など、懇談を行った。</p>	<p>4/18 3/25 3/26 3/28</p>	<p>岡山市、岡山県 笠岡市、浅口市 総社市 井原市</p>	<p>事務局 1名</p>	<p>不特定多数</p>
	<p>④岡山弁護士会、岡山県司法書士会、県内消費生活</p>	<p>7/20 9/26 11/29 2/16</p>	<p>きらめきプラ</p>	<p>事務局2名</p>	<p>不特定多</p>

	ターの消費者問題情報交換会に参加した。		ザ会議室		数	
--	---------------------	--	------	--	---	--

差止請求関係業務

定款の事業名	業務内容の詳細	実施日時	実施場所	従業者の人数	受益対象者の範囲の人数	支出額 (単位：千円)
1. 各種消費者問題の調査・研究・救済・支援事業	①事務所での情報受付 来所 4 件、電話 31 件 メール 12 件 合計 47 件	4/1～3/31	事務所	事務局 3 名	不特定多数	6. 不当な事業活動に対する差止請求その他の是正を図る事業に記述
4. 各種消費者問題に関する広報・出版・情報提供事業	① 国民生活センターに、急増指標に基づく情報提供を受けた。	月 1 回	事務所	検討委員会 11 名	不特定多数	差止請求関係業務以外の業務に計上。
6. 事業者・事業者団体の不当な事	① 差止請求事案に関連し、国民生活センターに 6 件の事業者関連の情報請求を行った。	4/6, 9/8, 2/20 2/23, 3/8, 3/15	事務所	理事 13 名 監事 3 名 事務局 3 名	不特定多数	支出 1766

業活動に対する差止請求その他の是正を図る事業	② 申入れの経過や結果について、ニュースレターやホームページで公表した。	随時	事務所	事務局 3名	不特定多数
	③ 理事会を開催し申入れ案件等の決定を行った。	5/9、6/3、7/11、 9/12、11/14、1/9、 3/12	オルガ会議室	理事 13名 監事 3名 事務局 3名	不特定多数
	④ 検討委員会を開催し、申し入れ案件等の協議を進めた。	4/5、5/11、6/20、 7/25、8/29、9/28、 10/31、12/5、1/18、 3/5 10回開催。	オルガ会議室	検討委員 11名 オブザーバー 8名 事務局 2名	不特定多数
	⑤ 株式会社インシップ広告表示差止請求訴訟 事件番号:岡山地方裁判所令和2年(ワ)第177号 健康食品「ノコギリヤシエキス」新聞広告が、消費者に対し医薬品的な頻尿改善効能効果を表示し、景品表示法5条1号が禁止する優良誤認表示にあたることを考え、広告表示の差止めを求め岡山地方裁判所に提訴、一番 請求棄却。 控訴審 令和4年(ネ)第191号広告表示差止請求控訴事件 2022/10/3 広島高等裁判所岡山支部に控訴状を提出 第1回期日 2023/1/26 第6回期日 2023/11/7 結審	2022 9/20 判決言渡し 10/3 控訴状提出 控訴審 第1回期日 1/26 第2回期日 3/20 第3回期日 4/26 第4回期日 6/16	岡山地方裁判所 広島高等裁判所岡山支部	検討委員会 11名 オブザーバー 7名 事務局 2名	不特定多数

<p>12/7 に判決言渡し 控訴棄却。</p> <p>12/19 上告状及び上告受理申立書 提出。</p> <p>2/19 上告理由書・上告受理申立理由書 提出</p> <p>2/29 上告理由書(2)・上告受理申立理由書(2)提出</p> <p>3/18 最高裁判所第一小法廷 記録到着通知書 受理 事件番号 令和6年(オ)第477号 令和6年(受)第618号</p>	<p>第5回期日 9/8 第6回期日 11/7</p> <p>12/7 判決言渡し 請求棄却</p> <p>12/19 上告状兼上告 受理申立書 提出</p>				
<p>⑥ 株式会社 GRACE 不当勧誘行為差止・予防措置請求訴訟 健康食品(商品名:麴の贅沢生酵素 FLOR FURORA など) ネット販売事業者</p> <p>【追加訴訟】 事件番号:岡山地裁令和4年(ワ)第281号 「同社代理人弁護士事務所から約2年前の支払済商品代金の不当請求が届く」という消費者からの情報提供が複数あり、国民生活センターに情報提供請求を行ったところ、全国的に同様の相談が多数寄せられていました。消費者契約法4条1項、12条1項・2項に基づき、2022年3月31日に不当請求行為の差止訴訟を追加提起。事業者側から解散登記を申請する旨の主張がなされましたが、未だ解散登記はなく、2023年1月20日事業者側代理人が辞任。4月18日判決言い渡し 勝訴</p>	<p>【追加訴訟】 不当勧誘行為差止・ 予防措置請求 2022/3/31日提訴</p> <p>第1回期日 6/7～ 第5回期日 2023/3/7</p> <p>4/18 判決言渡</p>	<p>岡山地方裁 判所</p>	<p>検討委員会 11名 オブザーバー7名 事務局2名</p>	<p>不特定多数</p>	

<p>⑦ 健康美人研究所株式会社 2021/6/10～</p> <p>ネット販売クリームシャンプー広告表示について、①販売実態のない価格を比較して表示をすることは有利誤認表示に該当する ②解約方法が消費者に分かりづらく特商法に反する ③メールでの解約時に身分証提示が必要なのは、消契法8条の2に反する と申入書を送付しました。</p> <p>電話オペレーター増員、問い合わせフォームの対応、消費者対応人員強化など、いくつかは改善、「初回1,980円回数縛りなし」としながら、2回目以降解約の場合は9,800円を請求などの実態がありました。</p> <p>2023/ 7/13 申入書(5)送付 8/2 回答書 着 11/16 申入書(6)送付 12/13 回答書 着 2024/ 3/13 終了連絡文 送付</p> <p>定期購入の適正表示、アフィリエイト広告の管理などの改善を引き続き求め 2023/11/16 に申入書(6)を送付し、12/13 回答書到着、検討の結果、終了判断とし終了連絡文を送付しました。</p>	<p>2022/4/28 回答着 9/15 申入書送付 10/12 回答書受取</p>	<p>事務所</p>	<p>検討委員会 11名 オブザーバー7名 事務局1名</p>	<p>不特定多数</p>
<p>⑧ ADW株式会社(WebサイトKADODE) 2022/3/30～</p> <p>不用品回収及び粗大ごみ処分請負事業者。当該事業者のウェブサイト、「お得な定額パック」「追加料金なし」と明記が</p>	<p>7/14 ご連絡送付 8/9 回答書受取</p>	<p>事務所</p>	<p>検討委員会 11名 オブザーバ</p>	<p>不特定多数</p>

	<p>あるものの、作業開始後又は作業終了後にウェブサイトに掲示されている概算料金と比して高額料金を提示、見積もり後にキャンセルを申し出た際に高額のカンセル料の請求が行われていることが判明しました(当団体への情報提供及びPI0-net 情報)。当該行為は、景品表示法第5条第2号に違反、消費者契約法第4条第3項第7号に該当、特定商取引法第6条第3項に違反していると考え、2022/3/30 に申入書を送付しました。</p> <p>2023/1/23 事前請求書送付 2/9 回答書受取</p> <p>2023 年度</p> <p>7/14 ご連絡 送付</p> <p>8/9 回答書 着</p> <p>「定額パック」「定額プラン」「追加料金なし」の記載を削除、受託者に対し、①サービス見積金額提示前に作業を開始しない②契約締結時に、契約締結又は契約解除・申込みの撤回若しくは解除を妨げるための金銭支払いを求めない旨 通知を行った との回答を得たため 2024/1/11 に終了連絡文の送付を行った。</p>	<p>2024/1/11</p> <p>終了連絡文送付</p>		<p>ー7名</p> <p>事務局1名</p>		
<p>⑨ 鳥取瓦斯産業株式会社 2021/8/5～</p>	<p>LP ガス供給事業者。LP ガス供給契約書第7条で規定されている中途解約のキャンセル料について、消費者契約法第9条第1号に該当しており、また、同契約書第8条第2項及び第3項が消費者による中途解約を妨害する恐れのある契約条項に該当している可能性があるとの情報提供</p>	<p>2023/3/16</p> <p>ご連絡送付</p> <p>2023/4/14</p> <p>連絡書 受取</p> <p>/6/29</p>	<p>事務所</p>	<p>検討委員会</p> <p>11名</p> <p>オブザーバー</p> <p>ー7名</p> <p>事務局1名</p>	<p>不特定多数</p>	

<p>があったことから、2021/8/5に「書面開示のお願い」を送付しました。8/26に当該事業者より「連絡書」が届き、利用申込書等の書面開示を受けたところ、提供書面の内容を確認し検討した結果、2022年6月に消契法第10条違反の改善を求め、申入書を送付しました。</p> <p>2023/4/14 連絡書 受取 /6/29 連絡書 受取 違約金条項の変更</p> <p>旧 (契約期間月数-既供給期間月数)÷12×30 千円 税別 ↓ 新 契約解除料 1.5万円 に変更する旨</p> <p>9/13 ご連絡 送付 1.5万円の根拠、契約書8条2項・3項の削除の有無の確認</p> <p>10/3 連絡書 受取 違約金計算根拠、8条2.3項の削除</p> <p>3/13 ご連絡 送付 改訂後写しの請求と、改訂を前提とした終了連絡をしました。</p>	<p>連絡書 受取 9/13 ご連絡 送付 10/3 連絡書 受取 2024/3/13 ご連絡 送付</p>				
<p>⑩ 株式会社イースプラント 2022/10/24～</p> <p>ネット接続通信環境提供サービス事業者。当該事業者の契約規約において、後見開始の審判を受けたことを理由として契約を解除する規程が消契法第8条の3に、契約解除の届出が行われてもただちに契約を終了させることができない規程が消契法第10条にそれぞれ違反している等として、申入書を送付しました。</p>	<p>2022/10/24 申入書送付 2023/7/13 督促状送付</p>	<p>事務所</p>	<p>検討委員会 11名 オブザーバー7名 事務局1名</p>	<p>不特定多数</p>	

<p>2023/7/13 ご連絡 送付 回答を督促 対応継続中</p>				
<p>① 株式会社 Crea 2023/2/7～ 化粧品販売事業者。初回限定価格 500 円で販売しているところ、実際に販売されていた価格 (3,200 円) よりも高い価格 (10,780 円) をウェブサイト上で「通常価格」として表示しており、当該表示は景品表示法第 30 条第 1 項第 2 号の二重価格表示に当たるとして、2 月 7 日に申入書を送付。 また定期購入契約なのに、注文直前の最終確認画面には、2 回目以降の分量及び代金は一見して記載がなく、わざわざ消費者がスクロールしなければ表示されないなど、2 回目以降の商品の発送がない単発の契約であるとの誤信を抱かせる表示であり、特商法第 12 条の 6 第 2 項第 2 号に違反するとして、申入書を送付。 2023/4/12 回答書 受取 商品は販売終了済、最終申込み画面表示も停止済みである。 11/16 再申入書 送付 更に改善を求めて請求 回答無く、督促検討 対応継続中。</p>	<p>2023/2/7 申入書送付 ～ 3/16 申入書送付 2023/4/12 回答書 受取 11/16 再申入書送付</p>	<p>事務所</p>	<p>検討委員会 11 名 オブザーバー 7 名 事務局 1 名</p>	<p>不特定多数</p>

<p>⑫ 株式会社 OFF t ON 2023/5/11～</p> <p>運営するウェブサイトのダイエット商品 AT COFFEE の価格表示、「通常価格 5,980 円、初回限定 500 円(約 91%OFF)」は、amazon.co.jp で一袋 3,582 円で販売されている事実からすると有利誤認表示に当たると考えています。実際には初回で解約すれば 5000 円のキャンセル料が生じ、消費者の負担となります。有利誤認表示の差止を求め、5/11 に申入書を発送、</p> <p>6/5 に回答書 受取、内容が不十分</p> <p>11/16 に 2 回目の申入書を送付</p> <p>12/7 再回答書 受取</p> <p>「問題表示のあるサイトは停止し閲覧不可の状態にした」との内容。事実確認できれば終了の判断をしていきます。対応継続中。</p>	<p>2023/5/11 申入書 送付</p> <p>6/5 回答受取</p> <p>11/16 申入書 送付</p> <p>12/7 再回答書 受取</p>	<p>事務所</p>	<p>検討委員会 11 名</p> <p>オブザーバー 7 名</p> <p>事務局 1 名</p>	<p>不特定多数</p>
<p>⑬ 株式会社 S (葬儀社) 2023/6/9～</p> <p>「岡山市指定事業所」とパンフレット表示があるが、岡山市には葬儀社「指定」制度はない。消費者には実際よりも信頼があるように受け止められ、消費者契約法 4 条 1 項(不実告知)、景品表示法 5 条 1 号(優良誤認表示)に該当する疑いがある。</p> <p>6/9 申入書 発送</p> <p>6/13 回答書 受取</p> <p>9/22 岡山市役所契約課に照会書</p> <p>9/28 付 岡山市契約課より回答 受取</p>	<p>6/9 申入書 発送</p> <p>6/13 回答書 受取</p> <p>9/22 岡山市役所契約課に照会書</p> <p>9/28 付 岡山市契約課より回答 受取</p> <p>2024/3/13 再申入書 発送</p>	<p>事務所</p>	<p>検討委員会 11 名</p> <p>オブザーバー 7 名</p> <p>事務局 1 名</p>	<p>不特定多数</p>

<p>2024/3/13 再申入書 発送 3/20 回答書 受取 現在、交渉中です。</p>	<p>3/20 回答書受取</p>			
<p>⑭ エディオオン 2024/1/11～2024/3/29 「エディオオンネットショップ利用規約」に「20歳未満の利用者は、法定代理人の同意がなければ本サイトのサービスを利用することはできません。」など民法改正とそぐわない内容があり、 2024/1/11 改善を求め申入書 送付 1/22 改善するとの回答書 受取 ネット上の規約の改善確認を行い 3/29 終了連絡文 送付</p>	<p>2024/1/11 申入書 送付 1/22 回答書 受取 3/29 終了連絡文 送付</p>	<p>事務所</p>	<p>検討委員会 11名 オブザーバー7名 事務局1名</p>	<p>不特定多数</p>
<p>⑮ G株式会社 2023/12/12～ 学生マンションインターネット設備サポート事業者の月額接続料が、月に何回も引き落とされる事例が発生。適格消費者団体の差止権限範囲外の電気通信事業法案件であるため、適正な引落を求め不法行為の停止を求める内容の「要望書」を送付しました。 3/31 現在 事業者からの回答はありません。 対応継続中。</p>	<p>2023/12/12 要望書 送付</p>	<p>事務所</p>	<p>検討委員会 11名 オブザーバー7名 事務局1名</p>	<p>不特定多数</p>

<p>⑩ 株式会社スタイルビー 2024/3/13～</p> <p>「しろがね美白パック」の販売を勧誘する広告チラシにおいて医薬部外品の薬用化粧品としては謳えないこと、定期購入であることが認識できない可能性がある標記になっていること、などから消契約法4条1項1号、4条2項に該当するとして、チラシの回収と破棄、配布の停止、HPでの説明文の掲載を行うよう申し入れました。</p> <p>対応継続中。</p>	<p>2024/3/13</p> <p>申入書 発送</p>	<p>事務所</p>	<p>検討委員会 11名 オブザーバ ー7名 事務局1名</p>	
<p>⑪ 株式会社 和漢 2024/3/13～</p> <p>インターネット上の販売商品「オリーブ&ギャバの恵み」をHPから商品選択すると、「定期コース通常価格 5,373 円を初回限定価格 1,980 円」と案内されています(2024/4/4 現在)。サイト最下部の特商法表記欄をクリックした説明画面では、2回目を受け取る前に解約すると解約料が発生するとされています。その説明が適用されるという同商品の広告 URL では「初回限定価格 980 円」となっています。HPからの商品選択による注文では2回目を受け取る前に解約すると解約料が発生する旨は記されていません。注文サイトが複数あり、それらで価格も異なるが、解約料の扱いに違いがあるのか、の質問と、解約料の説明の明確化を要望する文書を2024/3/13に送付しました。</p> <p>対応継続中。</p>	<p>2024/3/13</p> <p>質問書兼要望書 発送</p>	<p>事務所</p>	<p>検討委員会 11名 オブザーバ ー7名 事務局1名</p>	<p>不特定多数</p>

活動計算書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日

【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	1,285,000		
賛助会員受取会費	30,000	1,315,000	
【受取寄付金】			
受取寄付金		353,802	
【受取助成金等】			
受取助成金		537,280	
【事業収益】			
受託事業収益		4,669,382	
【その他収益】			
受取利息		53	
経常収益計		6,875,497	
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給料 手当(事業)	3,495,361		
通勤費(事業)	118,460		
人件費計	3,613,821		
(その他経費)			
諸謝金	1,261,500		
印刷製本費(事業)	125,915		
会議費(事業)	55,700		
旅費交通費(事業)	161,942		
通信運搬費(事業)	68,972		
消耗品費(事業)	2,872		
新聞図書費(事業)	57,745		
租税公課(事業)	28,400		
支払手数料(事業)	8,625		
その他経費計	1,771,671		
事業費計		5,385,492	
【管理費】			
(人件費)			
給料 手当	162,413		
アルバイト給料	50,660		
通勤費	4,520		
法定福利費	570,285		
人件費計	787,878		
(その他経費)			
印刷製本費	107,046		
会議費	53,332		
通信運搬費	140,110		
消耗品費	1,172		
地代家賃	297,000		
諸謝金	71,822		
諸会費	3,000		
支払手数料	2,755		
その他経費計	676,237		
管理費計		1,464,115	
経常費用計		6,849,607	
当期経常増減額		25,890	
【経常外収益】			
経常外収益計		0	
【経常外費用】			
経常外費用計		0	
税引前当期正味財産増減額		25,890	
法人税、住民税及び事業税		71,000	
当期正味財産増減額		△ 45,110	
前期繰越正味財産額		7,364,298	
次期繰越正味財産額		7,319,188	

貸借対照表

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま
全事業所

[税込] (単位:円)
2024年 3月31日 現在

		《資産の部》	
【流動資産】			
(現金・預金)			
現金	41,636		
普通預金	4,464,605		
現金・預金計	4,506,241		
(売上債権)			
未収金	3,099,382		
売上債権計	3,099,382		
流動資産合計		7,605,623	
資産の部 合計			7,605,623
		《負債の部》	
【流動負債】			
未払金	88,458		
前受金	9,000		
預り金	117,977		
未払法人税等	71,000		
流動負債計		286,435	
負債の部 合計			286,435
		《正味財産の部》	
【正味財産】			
前期繰越正味財産額	7,364,298		
当期正味財産増減額	△ 45,110		
正味財産計		7,319,188	
正味財産の部 合計			7,319,188
負債・正味財産合計			7,605,623

財産目録

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま
全事業所

〔税込〕(単位：円)
2024年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現金	41,636
本体现金	(41,636)
普通預金	4,464,605
ゆうちょ銀行	(4,372,669)
トマト銀行	(91,936)
現金・預金計	<u>4,506,241</u>

(売上債権)

未収金	<u>3,099,382</u>
売上債権計	<u>3,099,382</u>

流動資産合計

資産の部 合計

7,605,623

7,605,623

《負債の部》

【流動負債】

未払金	88,458
前受金	9,000
預り金	117,977
講師料源泉	(3,063)
人件費源泉	(114,914)
未払法人税等	<u>71,000</u>

流動負債計

負債の部 合計

286,435

286,435

正味財産

7,319,188

前事業年度の年間役員名簿

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

特定非営利活動法人消費者ネットおかやま

No.	役職名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
1	理事長	河田 英正		5年4月1日 ～6年3月31日	報酬無し
2	副理事長	大山 知康		5年4月1日 ～6年3月31日	報酬無し
3	理事	吉岡 伸一		5年4月1日 ～6年3月31日	報酬無し
4	副理事長	大賀 宗夫		5年4月1日 ～6年3月31日	報酬無し
5	事務局長 理事	赤澤 佳世子		5年4月1日 ～6年3月31日	報酬無し
6	理事	赤澤 輝彦		5年4月1日 ～6年3月31日	報酬無し
7	同	安藤 英明		5年4月1日 ～5年6月3日	報酬無し
8	同	久戸瀬 圭典		5年4月1日 ～6年3月31日	報酬無し
9	同	平田 真也		5年4月1日 ～6年3月31日	報酬無し
10	同	萩原 美江		5年4月1日 ～6年3月31日	報酬無し

No.	役職名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
11	同	水島 敏裕		5年4月1日 ～6年3月31日	報酬無し
12	同	三吉 孝美		5年4月1日 ～5年6月3日	報酬無し
13	同	三好 英宏		5年4月1日 ～6年3月31日	報酬無し
14	監事	小田 敬美		5年4月1日 ～6年3月31日	報酬無し
15	同	堅田 裕之		5年4月1日 ～6年3月31日	報酬無し
16	同	大同 久人		5年4月1日 ～5年6月3日	報酬無し
17	理事	河内 恵子		5年6月3日 ～6年3月31日	報酬無し
18	同	河津 拓未		5年6月3日 ～6年3月31日	報酬無し
19	監事	志賀 秀樹		5年6月3日 ～6年3月31日	報酬無し